

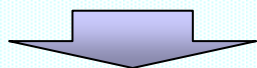
# 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章・行動指針

○「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」(国民的な取組の大きな方向性を示すもの)及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(企業や働く者、国民の効果的な取組、国や地方自治体の施策の方針)を策定

## 緊要性

【仕事と生活の間で  
問題を抱える人の増加】

- 正社員以外の働き方の増加  
→ 経済的に自立できない層
- 長時間労働  
→ 「心身の疲労」「家族の団らんを持ってない層」
- 働き方の選択肢の制約  
→ 仕事と子育ての両立の難しさ



【少子化や労働力の確保が  
社会全体の課題に】

- 結婚や子育てに関する人々の希望を実現しにくいものにし、急速な少子化の要因に
- 働き方の選択肢が限られていて、多様な人材を活かすことができない

## 実現した社会の姿

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会

### ①就労による経済的自立が可能な社会

経済的自立を必要とする者とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。

《行動指針に掲げる目標(代表例)》

- 就業率(②、③にも関連)  
＜女性(25～44才)＞  
現状 64.9% → 2017年 69～72%
- ＜高齢者(60～64才)＞  
現状 52.6% → 2017年 60～61%
- フリーターの数  
現状 187万人 → 2017年 144.7万人以下

### ②健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

働く人々の健康が保持され、家族や友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。

《行動指針に掲げる目標(代表例)》

- 週労働時間60時間以上の雇用者の割合  
現状 10.8% → 2017年 半減
- 年次有給休暇取得率  
現状 46.6% → 2017年 完全取得

### ③多様な働き方・生き方が選択できる社会

性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている。

《行動指針に掲げる目標(代表例)》

- 第1子出産前後の女性の継続就業率  
現状 38.0% → 2017年 55%
- 育児休業取得率  
(女性)現状 72.3% → 2017年 80%  
(男性)現状 0.50% → 2017年 10%
- 男性の育児・家事時間(6歳未満児のいる家庭)  
現状 60分/日 → 2017年 2.5時間/日